

がっこう よほう かんせんしやう しゆるい しゅつせきていし きじゆん
 学校において予防すべき感染症の種類・出席停止の基準

	びやうめい 病名	しゅつせきていし きじゆん 出席停止の基準
だい 第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
だい 第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	ひやくにちげき 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	ましん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	ふうしん (三日はしか)	発しんが消失するまで
	すい とう 水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する (かさぶたになる) まで
	いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	しんがた 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	けつ かく 結核 すいまくえんきんせいすいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
だい 第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症	※その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患